

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める 省令改正について

令和6年3月1日
経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

MARPOL条約の改正及びAFS条約の改正に伴う見直し

■改正の背景：

船舶に関する以下 2 つの国際条約が改正され、船舶に使用される塗料や燃料中の硫黄分についての基準が改正された。

①MARPOL条約（1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書）

②AFS条約（2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約）

このため船舶と同様に海中で使用される掘削バージについて、これらの国際条約改正に対応した基準の改定を行う。（国土交通省は、船舶に関する関連規定を改定済み。）

■該当条項：

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下「技術基準省令」という）
第5条第21号、第18条第7項第2号及び同項第4号

■改正概要：

① MARPOL条約改正関係

MARPOL条約の改正（2020年1月発効）により、船舶燃料油中の硫黄分の基準が強化（上限値を3.50質量百分率から0.50質量百分率に引き下げ）された。

このため、技術基準省令第18条第7項第4号で定める掘削バージで使用する燃料油の硫黄含有率を0.5質量百分率を超えないものとするように改める。

② AFS条約改正関係

AFS条約の改正（2023年1月発効）により、船舶塗料へのシブトリンの使用が制限された。

このため、技術基準省令第18条第7項第2号で定める掘削バージの防汚方法にシブトリンの使用をしないことを追加する。

MARPOL条約の改正及びAFS条約の改正に伴う見直し

■技術基準省令（現行の規則）

技術基準省令

（掘削バージ）

第十八条 1～6（略）

7 掘削バージが鉦害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物を使用していないこと。

三 （略）

四 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が三・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五 （略）

8 （略）

○併せて技術基準省令第5条第21号についても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第299号)の条ズレの反映を行う。